

さいたま市地区計画の区域内における 行為の届出に必要な書類

1. 地区計画の区域内における行為の届出書

- 正 本 1部
副 本 1部（本人届出者用）

2. 添付書類

- ①案内図…行為の場所を赤線で区域表示したもの
- ②公 図…行為の場所を赤線で区域表示したもの
(区画整理事業中の場合は仮換地証明書・仮換地図等の写し)
- ③配置図…敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面（縮尺1／100以上）
 - ・壁面後退の位置を赤線で明示してください。
 - ・敷地面積を記載してください。
 - ・増改築の場合、既存の建築物又は工作物については、既存と表示し、面積を記載してください。
- ④平面図…建築物にあつては各階平面図（縮尺1／100以上）
 - ・壁面後退の位置を赤線で明示してください。
 - ・1階部分の用途を、1階平面図に記載してください。
 - ・建築面積、延床面積を記載してください。
- ⑤立面図…二面以上の立面図（縮尺1／100以上）
 - ・外壁の色彩を表示してください。
 - ・壁面後退の位置を赤線で明示してください。
 - ・壁面後退部分の道路とのすり付け詳細図（断面図）を記載してください。
 - ・北側斜線を記載してください。
- ⑥断面図…二面以上の断面図（縮尺1／100以上）※軒の高さが定められている場合
- ⑦外構図…垣・さく等の詳細図
 - ・平面図（配置図に記載可）、立面図、断面図を記載してください。
- ⑧委任状…代理者が届出を行う場合
- ⑨その他…市長が必要と認める図書
 - ・求積図…最低敷地面積が定められている場合
 - ・謄本の写し…敷地が地区計画で定められた最低敷地面積以下の場合

○変更届について

届出事項を変更する場合には、変更部分に係る行為に着手する日の30日前までに変更届を提出してください。変更届を提出する際には、変更前の適合通知書と変更に係る図面を添付してください。

※届出書および変更届の様式は、所管の都市計画事務所都市計画指導課にて用意してありますので、その様式を使用してください。